

社会福祉法人登別市社会福祉協議会 役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人登別市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、理事会及び評議員会への出席、監事監査への出席、会を代表してその他会議等へ出席する場合について報酬を支給する。
- (3) 非常勤役員等が、前号以外の法人業務を行う場合は、役職員等旅費支給規程に基づき交通費を支給することができる。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 常勤役員等の報酬

- ・常務理事 月額 200,000円

なお、月の途中で就任し、又は退任したときの報酬は、当該月の日割り計算によって支給する。

(2) 非常勤役員等の報酬

- ・会長 月額 30,000円

会務を遂行する会長の報酬は、この月額をもって充てる。

- ・理事 日額 3,000円

- ・監事 日額 3,000円

2 役員等が職務のため出張したときは、別に定める役職員等旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬等については、毎月 21 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第 4 条に準じた日とする。
- (2) 日額報酬及び交通費の計算期間については、毎月初日から月末までとし、翌月 21 日に支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 8 年 1 月 1 日より施行する。

附 則

(施行)

1. この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この規程の施行日前に、改正前の社会福祉法人 登別市社会福祉協議会 役員報酬規程（平成 8 年 1 月 1 日施行）の規定により処理等された行為は、この規程において処理等された行為とみなす。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 21 日一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。